

鶴見区広報サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴見区役所が依頼する広報紙、チラシやポスター等の配架及び掲出に協力いただく区内事業者・店舗等(以下、「広報サポーター」という。)について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 より多くの区民の方々に対して行政情報等の効果的な発信を行うため、広報サポーターとの協働によって、区内に幅広く情報提供拠点を展開し、区民の方々が鶴見区情報に触れる機会を増やしていくことを目的とする。

(広報サポーターへの協力依頼内容)

第3条 広報サポーターに対して、原則として月1回程度、次の各号の広報物を送付し、各広報サポーターの事業所・店舗内において、区民の目に留まりやすい位置へ配架及び掲出を依頼する。なお、広報サポーターに対する謝礼金等の支給は行わない。

- (1) 広報紙
- (2) チラシ
- (3) ポスター
- (4) その他、周知が必要と認められるもの

(登録期間)

第 4 条 サポーターの登録期間は、当該年度(年度当初依頼日から翌年 3 月末まで)とする。ただし、広報サポーターより、登録取り消しの申し出がない場合は、翌年度も自動更新する。

(広報サポーターとして登録できない業種及び事業者・店舗)

第 5 条 次の各号に定める業種及び区内事業者等は広報サポーターとしてこれを登録しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこの製造又は販売業(電子たばこ含む)
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟しているもの(常設店舗で販売を行うものを含む)を除く。
- (8) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (14) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (16) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (17) 市税を滞納している事業者
- (18) その他、区長が不相当と判断したもの

(募集)

第6条 広報サポーターは、別に定める「鶴見区広報サポーター募集要項」に基づき公募する。

(登録の可否)

第7条 区長は、第5条の規定に基づき、広報サポーターの登録の可否を決定する。

(登録の取消)

第8条 区長は、広報サポーターが次の各号に該当するときは、登録期間内であっても、広報サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に該当するに至ったとき
- (2) 広報サポーターが登録の取消を希望するとき
- (3) その他、区長が特に必要と認めるとき

(その他)

第9条 広報サポーターが鶴見区の広報活動に協力している旨を区民にPRできるように、事業所・店舗名、所在地等について区ホームページ等広報媒体に掲載する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。